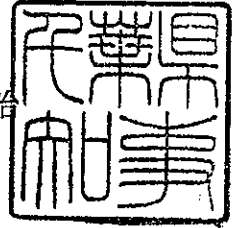




環 第 3 0 9 号  
平成29年 7月10日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 夏目 誠 様

千葉県知事 鈴木 栄治



成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

平成29年1月25日付けで送付のあった標記方法書に対する意見について、  
環境影響評価法第10条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

## 成田空港の更なる機能強化に係る環境影響評価方法書 に対する意見

事業実施区域及びその周辺は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされ、現状において環境基準未達成の地点が多数存在している。

また、当該地域は、下総台地とそれを侵食して形成された谷底平野（谷津）から構成され、周辺河川の水源地及び地下水涵養域となっており、これまでに猛禽類をはじめ希少な動植物の生息が確認されるなど、良好な自然環境が残されている。

当該事業は、既存の2本の滑走路のうち、B滑走路を2,500メートルから3,500メートルに延長するとともに、B滑走路南東にC滑走路を新たに設置し、年間発着枠を30万回から50万回に拡大する計画であり、環境に対する影響が極めて大きな事業である。

しかしながら、本方法書においては、整備を予定している空港施設の配置や規模等の詳細が明らかにされていない。また、C滑走路の新設に当たっては、土砂による谷底平野（谷津）の埋立工事や高谷川の付替工事が想定されるが、埋立方法や土砂搬入量、付替位置等の詳細が明らかにされていない。

今後、これらを明らかにした上で、地域特性及び事業特性を踏まえ、適切に環境影響評価を実施し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図ることが求められる。

については、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

なお、本事業を進めるに当たっては、地域住民の理解と協力が得られるよう、引き続き丁寧な説明を行うとともに、国・県・空港周辺市町と連携して取り組まれない。

### 記

#### 1 総括的事項

事業計画の詳細を明らかにし、環境への影響を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。

また、事業計画の詳細の検討に当たっては、環境に配慮した先進事例も参考に、事業実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する計画とすること。

## 2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 全般

- ① 環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 本事業の実施に伴い、旅客量や貨物取扱量が増加することから、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。
- ③ 本事業の実施に伴い、土砂による谷底平野（谷津）の埋立工事や河川の付替工事、飛行場施設の存在及び供用による影響が懸念されることから、埋立方法や土砂搬入量、付替位置等の詳細を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 大気質

- ① 空港施設工事や埋立工事等においては、資材や土砂等の運搬車両の運行による影響が懸念されることから、当該車両の運行台数及び運行経路等を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 航空機及び空港施設から発生する大気汚染物質について、空間分布を含めた排出諸元を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

### (3) 航空機騒音及び低周波音

将来の飛行ルートや航空機の種類、運航時間、地上騒音源の種類及び位置等を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

### (4) 道路交通騒音及び道路交通振動

空港施設工事や埋立工事等においては、資材や土砂等の運搬車両の運行による影響が懸念されることから、当該車両の運行台数及び運行経路等を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

### (5) 水文環境

地下水並びに周辺河川の水量及び水質について、谷底平野（谷津）の埋立方法や土砂搬入量等、高谷川の付替位置や付替後の流量等を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

## (6) 水質

空港施設からの生活排水並びに雨水排水の水質、排水経路及び排水量を明らかにした上で、放流先河川において、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。その際には、下流の水利用への影響も十分考慮すること。

また、高谷川の付替工事後の水文環境を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

## (7) 動植物及び生態系

① 予測に当たっては、客観的な評価が得られるよう可能な限り定量的に行うとともに、必要に応じて、事業実施区域及びその周辺で行われている調査結果を活用し、専門家の助言を受けること。

② 事業実施区域及びその周辺において、オオタカ等の猛禽類の繁殖活動が確認された場合には、「猛禽類保護の進め方」（環境省 平成24年12月）を参考として、原則として2営巣期1年半以上の調査を実施し、生息状況を把握すること。また、代償措置の検討の可能性も踏まえ、必要な調査地域を設定すること。

## (8) 景観

事業実施区域及びその周辺には、既存集落が点在していることから、同集落からの見え方（景観）について、谷底平野（谷津）の埋立高さや形状を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

## (9) 人と自然との触れ合いの活動の場

谷底平野（谷津）の埋立てによる影響が懸念されることから、埋立高さや形状、供用後のアクセス特性を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

## (10) 廃棄物等

工事実施時及び供用時における廃棄物等の発生量等を明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

以上